

海上幕僚監部各部等の長
各 機 関 の 長 殿
各 部 隊 の 長

海 上 幕 僚 長
(公印省略)

基本食の有料支給について（通達）

標記について、給食実施の手続に関する達（昭和41年海上自衛隊達第19号）
第11条の規定に基づき、隊員が基本食の有料支給を受けられる場合を、下記のと
おり定める。

記

隊員は次に該当する場合、事前に食事の支給を求めることにより、基本食の有料
支給を受けることができるものとする。

- 1 幹部自衛官及び准海尉たる自衛官が営舎内に居住することを命ぜられ、営舎内
に居住している場合
- 2 職務の遂行に当たって、別表の支給事由に該当し、かつ、俸給支給機関の長が
基本食の有料支給をする必要があると認めた場合

添付書類：別 表

写送付先：部内全般

有料支給の支給事由

区 分	支給事由
当直勤務	営舎外居住自衛官が警衛勤務を命ぜられ、又は営舎外居住自衛官若しくは事務官等（以下「営外者等」という。）が当直勤務を命ぜられた場合
天災地変等	営外者等が、天災地変等による交通の途絶のため、やむを得ず営舎内（これに相当する場所を含む。）に宿泊する場合であって、部隊等の長が当該営外者等に食事を支給する必要性を認める場合
官署外日帰り訓練	勤務官署外で実施される日帰り訓練及び演習等に際し、部隊等の長が営外者等に食事を支給する必要性を認める場合
時間外勤務	営外者等が通常の勤務時間外において、勤務することを命ぜられた場合であって、部隊等の長が当該営外者等に食事を支給する必要性を認める場合
教官及び班長	部隊等の学生の教育訓練に従事する営外者等（教官及び班長に限る。）が当該部隊等の学生の教育訓練に従事する上で、部隊等の長が当該営外者等に食事を支給する必要性を認める場合
加給食との併給	営舎外居住自衛官が基本食と併せて航空加給食、潜水加給食及び特別警備隊加給食の支給を受ける場合
離島へき地勤務	部隊等の所在地が離島その他のへき地である等、勤務環境の事情があり、部隊等の長が当該部隊等に勤務する営外者等に食事を支給する必要性を認める場合
統率上の会食	部隊等の長が隊員を統率する上で、当該隊員と会食する必要がある場合であって、次のような場合を例とする。 (1) 自衛隊記念日、部隊創設記念日その他部隊等における行事において会食する場合 (2) 指揮官が統率上、隊員等を集めて会食する場合
特に必要と認める場合	前記のほか、食事の支給が特に必要と認められる場合であって、次のような場合を例とする。 (1) 勤務官署内で実施される訓練及び演習等に関連し、その実施期間外において、部隊等の長が営外者等を隊内に宿泊させ、食事を支給する必要があると認める場合 (2) 勤務官署内で実施される訓練及び演習等の実施期間中、宿泊を伴わないものの、関連作業又は会議等が深夜、早朝に及ぶことが明らかで、部隊等の長が当該営外者等に食事を支給する必要性を認める場合 (3) 統率上の会食にあたり、部隊等の長が営外者等を会食に参加させ、食事を支給する必要があると認める場合 (4) 自衛隊の周知宣伝のため、部隊等の長が視察し又は見学する部外者に同行する営外者等に食事を支給する必要があると認める場合 (5) 勤務官署内の学校等において教育を受ける営外者等について、部隊等の長が当該隊員を営舎内に宿泊させ、食事を支給する必要があると認め、現に宿泊している場合 (6) 給食実施機関の長、給食担当官（補助者）、栄養担当官及び調理従事者等である営外者等が適正かつ効果的な給食を実施するため、隊員に支給する給食を喫食し、分析検討する場合